

令和6年度第2回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日 時 令和7年1月29日（水）午前10時

場 所 オンライン（県庁舎2階 201会議室）

出席委員

- 有働 恵子 委員 東北大学大学院工学研究科 教授
小笠原孝史 委員 一般社団法人東北経済連合会 専務理事
小幡佳緒里 委員 弁護士
高橋雄一郎 委員 公認会計士
○富田 真 委員 東北学院大学法学部 教授
松浦 月子 委員 仙台商工会議所 常任委員
光安 理絵 委員 弁護士
◎吉田 浩 委員 東北大学大学院経済学研究科 教授
（◎は委員長、○は副委員長）
（窪田亜矢委員、須藤康英委員は欠席）

1 開会

2 挨拶

会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

発注工事等の抽出事案の審議について

抽出事案1 川内沢ダム本体修正設計業務委託

川内沢ダム施工計画修正業務委託

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

有働委員：抽出の視点は、建設関連業務の随意契約の中で比較的金額が大きく、落札率が高いものを選定しました。質疑事項は、1つ目は随意契約とした理由、2つ目は落札価格が100%に近い理由についてお伺いしたいと思います。

仙台地方ダム総合事務所：（資料2により説明）

有働委員：ご説明いただいた内容で十分理解できる理由となっていると思います。

たので、これ以上の質問はございません。

抽出事案２ 岩沼警察署改築工事

(抽出事案担当委員の選定理由説明)

小笠原委員：この工事は建築工事で、落札率は１００％、入札参加者数は１者でございました。一方同じような類似の建築工事と推察されます佐沼高校舎等改築工事（その１）は、落札率９４．３％、入札参加者数は４者の工事でございました。この差についてご説明いただきたいと思います。

質疑事項といたしまして、公告日時・開札日時・仮契約日時・議決契約日時・着手着工日時・竣工日時と、併せて工事概要も教えていただきたいと思います。

また両工事の施工時期における県内の同種建築工事、新築・改築の大きな建築工事を施工可能な工事会社の繁忙度合いというものがわかれば教えていただきたいと思います。

これらを踏まえて、この２つの工事の差がなぜ生じたのかというところを教えてくださいたいと思います。

営繕課：(抽出事案説明書により説明)

小笠原委員：丁寧なご説明ありがとうございました。私から色々なことを聞きましたけれども、細かく調べていただきまして、ありがとうございました。岩沼警察署改築工事と佐沼高校舎等改築工事（その１）は同じ建築工事の高額な案件であると認識しております。岩沼は１者応札で落札率１００％、一方佐沼は４者応札で落札率９４．３％、この違いに疑問を感じたことが、この案件をピックアップした理由でございます。

世の中では人手不足の影響で、工事会社は人手の確保が大変だと、また急速な資材価格上昇も起きていると聞いております。質疑３に対する回答の中で、近年、入札参加者数が減少傾向であり、また、落札率は上昇傾向であるという説明をされております。人手不足の肌感覚が入札者数の減少という数字に反映されていると感じました。

公告日から開札日の日数はおそらくルールで決められていると思いますが、工事会社は人手確保が大変だという事情を考慮すれば、見積期間を長く確保した方が、より多くの工事会社が参入する意欲を持ち、その結果、入札参加者数も増え、落札率が下がる可能性も出てくるのではと考えました。

ルールに則って手続きを実施することが最も重要であることは理解しております。一方で工事会社の繁忙度合いやその世の中の状況も踏まえながら見積期間を設定することで、安価な入札価格を引き出すことができるのではと考えて

おりますけれども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

工事案件ごとにルールを変更すると、恣意性が働く恐れもあるし、混乱すると思いますけれども、年度当初に運用を決めるといったことも可能では思っております。世の中の流れとして人手不足が解消されることはおそらく無いと思います。1者応札が増加し、落札率が高止まりすることが県民にとって良いことなのかどうか、という視点も持った方が良いのでは思っております。公正かつ合理的な競争原理が働き、時代に合わせた手続きの工夫を行い、適正で安価な契約になることを希望いたします。

契約課：まず1者応札の要因の1つとしまして、人手不足があることは認識しております。このため、県では当該年度に発注予定の工事について、工事名や施工場所、工事概要、概算金額、発注時期といった情報を、年度当初に年間の発注見通しとして、県ホームページ上で公表し、四半期ごとに情報を更新しており、建設業者が受注を希望する工事の入札公告前から下請け等の確保を計画的に行えるよう情報提供を行っているところであります。とはいえ、委員からの公告期間を長く確保するのが効果的ではとのご意見も踏まえ、他自治体の状況や、業界の意見も参考にしながら、適正な運用や改善に努めてまいりたいと考えております。

小笠原委員：ありがとうございました。

吉田委員長：ありがとうございました。今後とも適正な運用の対応へむけて一層進めていただきたいと思います。

抽出事案3 気仙沼漁港小々汐防波堤新設工事（その2）

日門漁港日門防潮堤工事（その2）

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

小笠原委員：この工事は土木工事でありまして、随意契約で手続きされ、落札率はそれぞれ99.7%と98.0%と高率であります。一方、類似の土木工事と推察されます、塩釜漁港東防波堤改築工事（その7）と、志津川漁港大森防波堤機能保全工事は一般競争入札で手続きされ、落札率はそれぞれ90.6%、90.9%でした。これは随意契約2件よりも低率でございました。ただし、両工事とも入札参加者数は1者でした。この差異について説明をしていただきたいと思います。それで教えていただきたいのは、先ほど同様、工事の手続きも含めたスケジュール、それから工事概要をまず教えていただきたいのと、それぞれの工事を随意契約、それから一般競争入札で手続きを行った理由を教え

ていただきたいと思います。これらを踏まえて、なぜこのような結果に至ったのか解明いただきたいと思います。

気仙沼地方振興事務所：（抽出事案説明書により説明）

小笠原委員：丁寧なご説明ありがとうございました。また、私からかなり細かくデータを出していただきたいとお願いをしましたが、それについても応じていただきまして、ありがとうございました。小々汐と日門の随意契約を行った経緯につきましては、2、3ページの抽出事案説明書により理解をいたしました。以前施工した工事の延長であって、深い関連性があるため随意契約にしたということだと思います。また、落札率が高いことについても、5ページの質疑事項に対する回答により理解をいたしました。積算がおそらく従来工事を踏まえていて、また経費調整も実施されており、合理性があるということも理解をいたしました。

今回の抽出案件については理解いたしましたけれども、小々汐と日門は以前から継続している工事ということで、元々の工事の入札の状況が一者応札か複数者応札であったのか、気になるところです。もし分かれば後で教えてください。それから比較案件で挙げました塩釜漁港と志津川漁港についてなぜ一者応札だったのかと言う疑問がまだございます。前の案件と同様に見積もり期間が十分であったのか、それから受注意欲を掻き立てられる工事であったのかというところは気になるところでありますが、推察するに、陸上工事と異なって海洋工事は施工可能な工事会社が少ないといった事情もあるのだろうとは思ったところでございます。

気仙沼地方振興事務所：まず、小々汐防波堤に関しまして元々の工事は、応札者は2者でございました。次に日門に関しまして元々の工事の応札者数は3者で、これら当初の工事発注につきましては、複数業者の応札がありました。また志津川漁港は、工事が2件ほど現在も動いており、1者応札が続いている状況です。塩釜漁港につきましては複数の工事を行っており、その時々で2者や3者、今回は1者であったというように、色々その時々によって違うという状況であると伺っております。

小笠原委員：ありがとうございました。

審議再開・委員会からの意見まとめ

吉田委員長：委員会意見についてお話します。まず川内沢ダムの件、今回の随意

契約は施工プロセス上、試掘後の自然条件によって避けがたい部分がある。このため、当該ダムの条件を知る当初設計者に随意契約を委託することで、再調査不要で施工期間等、効果的に事業を進め、結果として施工経費の縮減につながっていると評価される。このため、本公共工事の契約は妥当と判断します。

2 番目の岩沼警察署改築工事の案件。比較対象の別件工事がWTO案件であったため、随意契約条件・プロセスに違いがあり、入札参加者数に相違、価格競争圧力の差が生じた背景の説明を受けました。このような理由に基づけば、当該工事の契約に関して不当な点は認められなかったと判断いたします。若干意見として、この抽出案件に限ったことではないのですが、昨今の建設業界全体の人手不足、コスト上昇に対応するため、年度の最初に一覧を出していらっしゃるという取り組みを紹介していただきました。見積期間の余裕を取る等の対応を一層これからも進めていただきたいと思います。

3 番目の気仙沼漁港等の案件について、事業現場において先行する工事が施工箇所重複関係・施工期間の制約、漁港関係者への支障等の問題を解決するために随意契約としたという理由の説明を受けました。これらは類似に見える他工事との条件の違いに基づいた契約であって、不当な点は認められなかったと判断いたします。

以上、総合いたしますと、今回の抽出対象となった事案においては、合理的で妥当と認められる契約だったと本委員会は判断いたします。

4 報告

(1) 建設工事等の入札執行の状況について（報告）

（資料 5～8 により説明）

令和 6 年度の入札執行の状況について（R6. 9 月末現在）

入札方式別発注工事について（R6. 4. 1～R6. 9. 30）

入札方式別発注建設関連業務について（R6. 4. 1～R6. 9. 30）

指名停止の措置状況について（R6. 4. 1～R6. 11. 30）